

○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の二第一号イ(3)、第二十条の三第二項第一号イ(4)、(6)及び(7)、第一百一十一条第一項並びに第二百二十九条の二の五第三項、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第五条第二項及び第三項、第五条の二第一項、第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項並びに官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）第二条第一項の規定に基づき、換気設備の構造方法を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（換気設備の構造方法を定める件の一部改正）

第一条 換気設備の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 居室に設ける自然換気設備

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の二第一号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。

- 一 令第二十条の二第一号イ(1)に規定する排気筒の必要有効断面面積の計算式によつて算出されたAvが $\circ \cdot \circ \circ$ 七八五未満のときは、 $\circ \cdot \circ \cdot \circ \circ$ 七八五とすること。
- 二～四 (略)

第三 調理室等に設ける換気設備

- 一 (略)
- 二 令第二十条の三第二項第一号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。
 - イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値

$$V = 40KQ$$

この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K (略)

Q (略)

ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面面積の数値

改正前

第一 居室に設ける自然換気設備

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の二第一号イ(3)の規定に基づき定める衛生上有効な換気を確保するための自然換気設備の構造方法は、次の各号に適合するものとする。

- 一 令第二十条の二第一号イ(1)に規定する排気筒の有効断面面積の計算式によつて算出されたAvが $\circ \cdot \circ \circ$ 七八五未満のときは、 $\circ \cdot \circ \circ$ 七八五とすること。
- 二～四 (略)

第三 調理室等に設ける換気設備

- 一 (略)
- 二 令第二十条の三第二項第一号イ(4)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。
 - イ 排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値

$$V = 40KQ$$

この式において、V、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K (略)

Q (略)

ロ 排気口又は排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面面積の数値

$$Av = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{h}{3+5n+0.2I}}$$

（イ）の式において、 Av 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Av 排気口の必要有効開口面積又は排気筒の必要有効断面積（単位 平方メートル）

K (略)

Q (略)

n (略)

l (略)

h (略)

三 令第二十條の第三項第一号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値（火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値）

$$V = 2KQ$$

（この式において、 V 、 K 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K (略)

Q (略)

ロ 煙突に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した煙突の必要有効断面積の数値

$$Av = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{h}{0.5+0.4n+0.1I}}$$

（この式において、 Av 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次

$$Av = \frac{40KQ}{3600} \sqrt{\frac{h}{3+5n+0.2I}}$$

（イ）の式において、 Av 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Av 排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面面積（単位 平方メートル）

K (略)

Q (略)

n (略)

l (略)

h (略)

三 令第二十條の第三項第一号イ(6)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 煙突に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値（火を使用する設備又は器具が煙突に直結しており、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合には、適当な数値）

$$V = 2KQ$$

（この式において、 V 、 K 及び Q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

K (略)

Q (略)

ロ 煙突に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した煙突の有効断面積の数値

$$Av = \frac{2KQ}{3600} \sqrt{\frac{h}{0.5+0.4n+0.1I}}$$

（この式において、 Av 、 K 、 Q 、 n 、 l 及び h は、それぞれ次

の数値を表すものとする。

Av 煙突の有効断面面積（単位 平方メートル）

K (略)

Q (略)

n (略)

l (略)

h (略)

四 令第二十条の三第二項第一号イ(7)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値

$$V = NKQ$$

この式において、V、N、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

N (略)

K (略)

Q (略)

ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気筒の必要有効断面面積

$$Av = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2+4n+0.2I}{h}}$$

この式において、Av、N、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Av 排気筒の必要有効断面面積（単位 平方メートル）

N (略)

K (略)

Q (略)

の数値を表すものとする。

Av 煙突の有効断面面積（単位 平方メートル）

K (略)

Q (略)

n (略)

l (略)

h (略)

四 令第二十条の三第二項第一号イ(7)の規定により国土交通大臣が定める数値は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める数値とすること。

イ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設ける場合 次の式によつて計算した換気扇等の必要有効換気量の数値

$$V = NKQ$$

この式において、V、N、K及びQは、それぞれ次の数値を表すものとする。

V 換気扇等の必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

N (略)

K (略)

Q (略)

ロ 排気フードを有する排気筒に換気扇等を設けない場合 次の式によつて計算した排気筒の必要有効断面面積

$$Av = \frac{NKQ}{3600} \sqrt{\frac{2+4n+0.2I}{h}}$$

この式において、Av、N、K、Q、n、l及びhは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Av 排気筒の必要有効断面面積（単位 平方メートル）

N (略)

K (略)

Q (略)

h l n

(略)(略)(略)

h l n

(略)(略)(略)

(中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件の一部改正)

第二条 中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件(昭和四十五年建設省告示第千八百三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号ロ(1)及び(2)に規定する必要有効換気量(同号ロ(1)中「Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「Af 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第二十条の二第一号ロ(1)及び(2)に規定する有効換気量(同号ロ(1)中「Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に二十を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「Af 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p>

（耐火構造の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 耐火構造の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千三百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号ロ、第三号ト及び第七号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令第七百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一・五時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両面に、防火被覆（強化せっこうボード（ボード用原紙を除いた部分のせっこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたものに限る。以下同じ。）を三枚以上張つたもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のものに限る。）が設けられたもの

三 令第七百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次のイからトまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第二号へ及び第五号ハに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

(新設)

二 令第七百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準（第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。）に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、前号に定める構造とするか、又は次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

(新設)

ロ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 強化せつこうボードを二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもの

四・五 (2)・(3) (略)

六 令百七条に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が一・五時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、第二号又は前号に定める構造とすることとする。

七 令百七条に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 第三号イからホまでのいずれかに該当する構造

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第三号ト(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆(屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。)が設けられたもの

八・九 (略)

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの(第二号ハ、第三号ロ並びに第四号ニ及びへに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部

イ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 強化せつこうボード(ボード用原紙を除いた部分のせつこうの含有率を九十五パーセント以上、ガラス繊維の含有率を〇・四パーセント以上とし、かつ、ひる石の含有率を二・五パーセント以上としたもの)に限る。以下同じ。)を二枚以上張ったもので、その厚さの合計が四十二ミリメートル以上のもの

三・四 (2)・(3) (略) (新設)

五 令百七条に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次のイからハまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造とすること。

ロ 第二号イからホまでのいずれかに該当する構造とすること。

ハ 間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側にそれぞれ第二号ヘ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆(屋外側の防火被覆が(1)又は(2)に該当するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張った場合又はモルタル若しくはしっくいを塗った場合に限る。)が設けられた構造とすること。

六・七 (略)

第二 柱の構造方法は、次に定めるもの(第二号ハ並びに第三号ニ及びへに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該

分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一・二 (略)

三 令百七条第一号に掲げる技術的基準(通常火災による火熱が一・五時間加えられた場合のものに限る。)に適合する柱の構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 木材又は鉄材に防火被覆(強化せっこうボードを三枚以上張つたもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

四 (略)

第三 床の構造方法は、次に定めるもの(第二号ロ及び第三号ホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

二 令百七条第一号及び第二号に掲げる技術的基準(第一号にあつては、通常火災による火熱が一・五時間加えられた場合のものに限る。)に適合する床の構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その表側の部分及びその裏側の部分又は直下の天井に防火被覆(強化せっこうボードを三枚以上張つたもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

第三 床の構造方法は、次に定めるもの(第二号ホに定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができ構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プasterその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一 (略)

(新設)

三 (略)

第四 是りの構造方法は、次に定めるもの(第二号二、第三号ロ及び第一号二)に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一・二 (略)

三 令百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一・五時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイ又はロのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ 前号に定める構造

ロ 木材又は鉄材に防火被覆(強化せっこうボードを三枚以上張つたもので、その厚さの合計が六十三ミリメートル以上のものに限る。)が設けられたもの

四

令百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ〜ハ (略)

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。)に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 第二第四号二(1)又は(2)に該当するもの
- (2) (略)

ホ 第二第四号へに定める構造(略)

二 (略)

第四 是りの構造方法は、次に定めるもの(第二号二及び第三号二に定める構造方法にあつては、防火被覆の取合い等の部分を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設ける等当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。)とする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上材料の厚さを含むものとする。

一・二 (略) (新設)

三 令百七条第一号に掲げる技術的基準(通常の火災による火熱が一時間加えられた場合のものに限る。)に適合するはりの構造方法は、次のイからへまでのいずれかに該当する構造とすることとする。

イ〜ハ (略)

ニ 鉄骨(断面積を加熱周長で除した数値が、上フランジが床スラブに密着した構造で三面から加熱されるものにあつては六・一以上、その他のものにあつては六・七以上のH形鋼に限る。)に次の(1)又は(2)に該当する防火被覆が設けられたもの

- (1) 第二第三号二(1)又は(2)に該当するもの
- (2) (略)

ホ 第二第三号へに定める構造(略)

（建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件の一部改正）

第四条 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一又は別表第二の(イ)欄に掲げる項目(ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に並び、同表(ウ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

- 一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。))第十四条の二第二号に規定する建築物のうち階数が四以下又は延べ面積が千平方メートル以下の建築物(国家機関の建築物を除く。以下「小規模民間事務所等」という。)を除く。 別表第一
- 二 小規模民間事務所等 別表第二

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築物の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第十二条第一項又は第二項に規定する建築物(小規模民間事務所等を除く。) 別記第一号
- 二 小規模民間事務所等 別記第二号

別表第一

敷地及び地敷		(イ)調査項目 (略)	(ウ)調査方法	(ハ)判定基準
(一)	(二)			
令第二百二十八条に規定する通路(以下「(略)」)				

改正前

第一 定期調査等は、施行規則第五条第二項及び第五条の二第一項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目(ただし、法第十二条第二項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)に並び、同表(ウ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ハ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

(新設)

(新設)

第四 調査結果表は、施行規則第五条第三項の規定に基づき、別記のとおりとする。

(新設)

(新設)

別表

敷地及び地敷		(イ)調査項目 (略)	(ウ)調査方法	(ハ)判定基準
(一)	(二)			
建築基準法施行令(昭和二十五年政令第(略)「)				

(略)	四 部内の物築建			(略)	盤	
	(四七) (三六)	(三三) (三二)	(三五) (一)		(九) (六)	(五)
	(略)	防火設備(防火扉、 防火シャッターその他これらに類するものに 限る。以下同じ)又は戸	(略)		(略)	敷地内の通路」とい う。

(略)	四 部内の物築建			(略)	盤	
	(四七) (三六)	(三三) (三二)	(三五) (一)		(九) (六)	(五)
	(略)	防火設備(防火扉、 防火シャッターその他これらに類するも に限る。)又は戸	(略)		(略)	三百三十八号。以下 「令」という。)第 百二十八条に規定す る通路(以下「敷地 内の通路」という。)

部内の物築建		一	
(三)	(二)	(一)	
令第二百一十條第一項の規定に於て、一、区画の縦穴、区画の外周部の			(イ) 調査項目
令第一百十條	況 処置の状 火設備の 定する防 七項に規 同条第十 壁等及び 定する外	令第一百十條第二項に規定する。設計図書等により確認する。	縦穴区画の状況
目視により		設計図書等により確認する。	(ロ) 調査方法
令第一百十二條第	令第一百十二條第十六項又は第十七項の規定に適合しないこと。	令第一百十二條第一項の規定が適用され、かつ全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。	(ハ) 判定基準

(六)	(五)	(四)	
	<p>る。う る壁に を構成 堅穴区 造の壁 準耐火 造の壁 準耐火</p>		<p>と う 。う</p>
<p>鉄骨の耐 火被覆の 劣化及び 損傷の状 況</p>	<p>傷の状 化及び損 部材の劣 化及び損 傷の状</p>	<p>準耐火性 能の確保 の状況</p>	<p>二条第十 六項に規 定する外 壁等及び 同条第十 七項に規 定する防 火設備の 劣化及び 損傷の状 況</p>
<p>設計図書等 により確認 し、修繕等 が行われ、 かつ、点検 口等がある 場合にあつ ては、点検 口等から目 視により確</p>	<p>目視により 確認する。</p>	<p>設計図書等 により確認 する。</p>	<p>確認する。</p>
<p>耐火被覆の剥が れ等により鉄骨 が露出している こと。</p>	<p>各部材及び接合 部に穴又は破損 があること。</p>	<p>令第一百七条の二 の規定に適合し ないこと。</p>	<p>十六項に規定す る外壁等、同条 第十七項に規定 する防火設備に 損傷があること 。</p>

(十)	(九)	(八)	(七)
	<p>る。) る床に限 を構成す 堅穴区画</p>	<p>準耐火構 造の床（ 堅穴区画</p>	
<p>給水管、 配電管そ の他の管 又は風道 の区画貫 通部の充 填等の処 理の状況</p>	<p>部材の劣 化及び損 傷の状況</p>	<p>準耐火性 能の確保 の状況</p>	<p>給水管、 配電管そ の他の管 又は風道 の区画貫 通部の充 填等の処 理の状況</p>
<p>設計図書等 により確認 し、修繕等 が行われ、 かつ、点検 口等がある 場合にあつ ては、点検</p>	<p>目視により 確認する。</p>	<p>設計図書等 により確認 する。</p>	<p>認する。 設計図書等 により確認 し、修繕等 が行われ、 かつ、点検 口等がある 場合にあつ ては、点検 口等から目 視により確 認する。</p>
<p>令第一百十二条第 二十項若しくは 第二十一項又は 第二百二十九条の 二の四の規定に 適合しないこと</p>	<p>各部材及び接合 部に穴又は破損 があること。</p>	<p>令第一百七条の二 の規定に適合し ないこと。</p>	<p>令第一百十二条第 二十項若しくは 第二十一項又は 第二百二十九条の 二の四の規定に 適合しないこと</p>

(三)	(三)	(三)			
昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口に規	設置の状況 り戸の設 けるくぐ 設備にお れた防火 に設置さ への通路 階段その 他に設置 した防火 設備にお けるくぐ り戸の設 置の状況	防火設備 (堅穴区 画を構成 する防火 設備に限 る。以下 同じ。) 区画に対 応した防 火設備の 設置の状 況	常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)にあつては、	居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備におけるくぐり戸の設置の状況	目視及び設計図書等により確認する。 目視及び設計図書等により確認する。
昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号口に規定に適合しないこと。		令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。 令第百十二条第十九項の規定に適合しないこと。			口等から目視により確認する。

(四)	
常時閉鎖 又は作動 確認する。	定する基 準につい ての適合 の状況 各階の主要 な常閉防火 扉の閉鎖時 間をストッ プウォッチ 等により測 定し、扉の 重量により 運動エネルギー ギアを確認 するととも に、必要に 応じて閉鎖 する力をテ ンションゲ ージ等によ り測定する 。ただし、 三年以内に 実施した点 検の記録が ある場合に あつては、 当該記録に より確認す ることです る。
常閉防火設備の 変形又は損傷に	

(六)		(五)
常閉防火設備の閉	した状態にある防火設備（以下「常閉防火設備」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	常閉防火設備の閉鎖又は作動の状況
目視により確認する。	各階の主要な常閉防火設備の閉鎖又は作動を確認する。ただし、三年以内に実施した点検の記録がある場合は、当該記録により確認することとする。	
物品が放置されていることによ	常閉防火設備が閉鎖又は作動しないこと。	より遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。

設 施 難 避			
(一)		(六)	(七)
令第二百二十条第二項に規定する通路		照明器具、懸垂物等	
令第二百二十条第二項に規定する通路の確保の状況		防火設備の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況
設計図書等により確認する。		目視により確認する。	目視により確認する。
令第二百二十条又は第二百二十一条（令第二百二十九条第一項の規定が適用され、かつ階避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合又は令第二百二十九条の二第一項の規定が適用さ		防火設備の閉鎖に支障があること。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
			り常閉防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。

(五)	(四)	(三)	(二)	
			避難上有 効なバル コニー	
避難器具 の操作性 の確保の 状況	物品の放 置の状況	手すり等 の劣化及 び損傷の 状況	避難上有 効なバル コニーの 確保の状 況	
目視及び作 動により確 認する。	目視により 確認する。	目視及びテ ストハンマ ーによる打 診等により 確認する。	目視及び設 計図書等に より確認す る。	
避難ハッチが開 閉できないこと 又は避難器具が 使用できないこ	避難に支障とな る物品が放置さ れていること。	著しい錆又は腐 食があること。	令第百二十一条 の規定に適合し ないこと。	れ、かつ全館避 難安全性能に影 響を及ぼす修繕 等が行われてい ない場合にあつ ては、令第百二 十条を除く。） の規定に適合し ないこと。

(七)	(六)
幅の確保 の状況	直通階段 の設置の 状況
設計図書等 により確認 し又は鋼製 巻尺等によ り測定する	目視及び設 計図書等に より確認す る。
令第二十三条又 は第二十四条の 規定に適合しな いこと。	と。 令第二百二十条又 は第二百二十一条 (令第二百二十九 条第一項の規定 が適用され、か つ階避難安全 性に影響を及ぼ す修繕等が行わ れていない場合 又は令第二百二十 九条の二第一項 の規定が適用さ れ、かつ、全館 避難安全性能に 影響を及ぼす修 繕等が行われて いない場合にあ っては、令第百 二十条を除く。)の規定に適合 しないこと。

	(八)	(九)	(十)
手すりの設置の状況	物品の放置の状況	階段各部の劣化及び損傷の状況	
目視により確認する。	目視により確認する。	目視、触診、設計図書等により確認する。	
令第二十五条の規定に適合しないこと。	通行に支障となる物品が放置されていること。	モルタル等の仕上げ材にひび割れがあること、鋼材に錆又は腐食があること、木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があること等により安全上支障が生ずるおそれがあること又は安全上支障が生じていること。	

別記第一号 (A4)

(注意)

①～④

(略)

(略)

別記 (A4)

(注意)

①～④

(略)

(略)

- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる調査項目については欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦～⑨ (略)
- ⑩ 7 「上記以外の調査項目」欄は第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪～⑭ (略)

別記第二号 (A4)

調査結果表
(小規模民間事務所等)

当該調査に 参加した調 査者	代表となる調査者 その他の調査者	氏名	調査番号

番号	調査項目	調査結果		担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正 既存 不適合	
1	建築物の内部			
(1)	壁			
(2)	窓			
(3)	区画			
(4)	前面水構造の壁（壁穴区画を構成する壁に限る。）			
(5)	()			
(6)	()			
(7)	()			
(8)	前面水構造の床（壁穴区画を構成する床に限る。）			
(9)	()			
(10)	()			
(11)	防火設備（壁穴区画を構成する防火設備に限る。）			
(12)	()			
(13)	()			
(14)	()			
(15)	()			
(16)	()			
(17)	()			

- ⑤ 「調査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる調査項目については欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦～⑨ (略)
- ⑩ 7 「上記以外の調査項目」欄は第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑪～⑭ (略)

(新設)

(18)	照明器具、転動物等	防火設備の閉鎖の際等となる照明器具、転動物等の状況				
2 避難施設						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(3)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(4)		物品の放置の状況				
(5)		避難器具の取付性能の確保の状況				
(6)	直通階段	直通階段の確保の状況				
(7)		炬燵の確保の状況				
(8)		炬燵の設置の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
3 上記以外の調査項目						
その他確認事項						
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無						
□有() 無() □無						
特記事項						
番号	調査項目	指図の具体的内容等	改修(予定)年月			

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、格を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該調査に回した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第86の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「調査結果」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
 - 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる調査項目について(ハ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不通路」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当調査者番号」欄は、「調査」欄に回した調査者、欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 3「上記以外の調査項目」欄は、第2の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑩に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、3は削除して構いません。
 - 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備が設置されている態を記入してください。チェックボックスに「し」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている態を記入してください。「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指図の具体的内容等」欄に指図又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改修(予定)年月及び改修費が明らかになっている場合は「改修(予定)年月」欄にその内容を記入し、「改修(予定)年月」欄に当該年月を記入し、「改修(予定)年月が明らかになっている場合は「改修(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 配置図及び各階平面図を別添1の2の様式に従い添付し、指図(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
 - 要是正とされた調査項目(既存不通路の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

別添第1の2様式 (A3)

(新設)

調査結果図

番号	調査項目
1	建築物の内部
(1)から(9)	壁/区画
(4)から(7)	屋根/大構の壁
(8)から(10)	屋根/大構の床
(11)から(17)	防火設備
(18)	照明器具、給排水管
2	避難施設
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(6)	避難上有効なバルコニー
(6)から(10)	直通階段
3	上記以外の調査項目

注) 既調査及び存続平面図を添付し、指摘のあった箇所(併記すべき事項を含む)を調査した内容の付添等を明記すること。

（建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第五条 建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第二 定期検査等及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等に設けるものを除く。以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ウ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一～四 (略)

一 法第二十八條第二項又は第三項の	(-)	(イ)検査項目	(ウ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械換気設備	機械換気設備	給気機の	目視		建築基準法
管理方	(中央)	外気取入口並びに	により		施行令(昭和二十五年政令第三百

別表第一

改正前

第二 定期検査等及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の第二項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ウ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一～四 (略)

一 法第二十八條第二項又は第三項の	(-)	(イ)検査項目	(ウ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
機械換気設備	機械換気設備	給気機の	目視		建築基準法
管理方	(中央)	外気取入口並びに	により		施行令(昭和二十五年政令第三百

別表第一

(略)	規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
	(三) (十) (十一) (十二)	(九)	(八) (三)	(二)	
	(略)	(略)	式の空気に開放される。		
(略)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又は触診により確認すること。
			取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	第二項第三号の規定に適合しないこと。	第三十八号以下「令」という。） 第二百二十九条の二の五条の二の五

(略)	規定に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）				
	(三) (十) (十一) (十二)	(九)	(八) (三)	(二)	
	(略)	(略)	式の空気に開放される。		
(略)			給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	雨水の浸入等の防止措置の状況	目視又は触診により確認すること。
			取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。	第二項第三号の規定に適合しないこと。	第三十八号以下「令」という。） 第二百二十九条の二の五

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器	メーカー名	換気方式	換気設備機種名* ^{※11}	型式番号等	換気状況の評価* ^{※12}	判定
階	室名	必要有効換気量 (m ³ /h)					

(略)

注1) (略)

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取入口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（A4）

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等	換気型式 (h)	必要有効換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速* [※] (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
居室(場所)	使用器具	発熱量 (kW)							

(略)

注) (略)

別表1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（A4）

測定年月日	測定機器	メーカー名	換気方式	換気設備機種名* ^{※11}	型式番号等	換気状況の評価* ^{※12}	判定
階	室名	必要換気量 (m ³ /h)					

(略)

注1) (略)

注2) 「換気状況の評価」欄には、外気取り入れ口における風量測定を行うことが最も確実であり、換気量測定を行った場合は、その測定結果を記入する。これに代わる方法として、各室の二酸化炭素濃度の測定を行い、居住者数と測定値に矛盾がないか確認する等を行った場合には、その結果を記入する。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（A4）

測定年月日	測定機器	メーカー名	型式番号等	換気型式 (h)	必要換気量 (m ³ /h)	開口面積 (m ²)	測定風速* [※] (m/s)	測定風量 (m ³ /h)	判定
居室(場所)	使用器具	発熱量 (kW)							

(略)

注) (略)

（国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部改正）

第六条 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第千三百五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(略)	(九) (七) \searrow			(六) (五) \cdot	(四) (二) \searrow	(一)	一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八條第二項の規定に基づき換気設備が設けられた居室	別表第一 換気設備	改正後
	(略)		機械換気設備 (イ) 検査項目						
	(略)		(略)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。観測の外）			(ウ) 検査事項		
				給気機の外気取入口及び排気機の取り付けの状況			(ハ) 検査方法		
目視又は触診による確認。				(ニ) 判定基準					
(略)	(九) (七) \searrow			(六) (五) \cdot	(四) (二) \searrow	(一)	一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十八條第二項の規定に基づき換気設備が設けられた居室	別表第一 換気設備	改正前
	(略)		機械換気設備 (イ) 検査項目						
	(略)		(略)	機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。観測の外）			(ウ) 検査事項		
				給気機の外気取入口及び排気機の取り付けの状況			(ハ) 検査方法		
目視又は触診による確認。				(ニ) 判定基準					

（防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部改正）

第七条 防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、防火扉、防火シャッター、耐火クロスクリーン及びドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第一第一号に規定する小規模民間事務所等にあつては、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第一百十二条第十一項に規定する防火区画を構成するものに限る。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 (略)

一～四 (略)

改正前

第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 (略)

一～四 (略)

（一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件の一部改正）

第八条 一時間準耐火基準に適合する主要構造部の構造方法を定める件（令和元年国土交通省告示第百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

- (1) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第三号へ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
- (2) (7) (略)
- (3) (7) (略)

ニ・ホ (略)

二 (略)

三 令第百十二条第二項に定める基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第三号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（同号へ(1)又は(2)に該当

改正前

第一 壁の構造方法は、次に定めるもの（第一号ハ及びニ並びに第三号ハ及びニに定める構造方法にあつては、取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）を、当該取合い等の部分の裏面に当て木を設けることその他の当該建築物の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造とするものに限る。）とする。

一 令第百十二条第二項第一号及び第二号に定める基準に適合する耐力壁である間仕切壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側にそれぞれ次の(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられたものとする。

- (1) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当するもの
- (2) (7) (略)
- (3) (7) (略)

ニ・ホ (略)

二 (略)

三 令第百十二条第二項に定める基準に適合する耐力壁である外壁の構造方法にあつては、次に定めるものとする。

イ・ロ (略)

ハ 間柱及び下地を木材で造り、その屋外側の部分に次の(1)から(6)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に第一号ハ(1)から(7)までのいずれかに該当する防火被覆が設けられた構造とすること。

- (1) 平成十二年建設省告示第千三百九十九号第一第二号へ(1)から(3)までのいずれかに該当する防火被覆（同号へ(1)又は(2)に該当

するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったものはモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。

(2)
(6) (略)

ニ・ホ (略)

四 (略)

するものにあつては、当該防火被覆の上に金属板、軽量気泡コンクリートパネル若しくは窯業系サイディングを張ったものはモルタル若しくはしっくいを塗ったものに限る。

(2)
(6) (略)

ニ・ホ (略)

四 (略)

(主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件の一部改正)

第九条 主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件(令和二年国土交通省告示第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 次のイからハまでのいずれか及び第二号へに該当すること。

イ 床面積が三十平方メートル以内の居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下この号において同じ。）であること。

ロ・ハ（略）

二 次のいずれにも該当するものであること。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するもの、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）若しくは児童福祉施設等（令第百十五条の三第一号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用に供するもの及び地階に存するものを除く。以下同じ。）から令第百二十条の規定による直通階段（以下単に「直通階段」という。）（避難階の居室にあっては、屋外への出口。(2)及び二において同じ。）に通ずる廊下等（廊下その他の避難の用に供する建築物の部分をいう。以下同じ。）が、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）で令第百十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

(2) 当該居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令第百二十八条

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第百十一条第一項に規定する避難上支障がない居室の基準は、次に掲げるものとする。

一 次のイからハまでのいずれかに該当すること。

イ 床面積が三十平方メートル以内の居室（寝室、宿直室その他の人の就寝の用に供するものを除く。以下同じ。）であること。

ロ・ハ（略）

二 令第百十条の五に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知

設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

の六第二項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下単に「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

ロ 直通階段が、次のいずれかに該当すること。

(1) 直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

(2) 直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口に(1)に規定する防火設備を設けたものであること。

ハ 避難階における階段から屋外への出口に通ずる廊下等（火災の発生のおそれの少ない室に該当するものに限る。ただし、当該廊下等にスプリンクラー設備等を設けた場合においては、この限りでない。）が、準耐火構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二口に規定する防火設備で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画されたものであること。

ニ 居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた壁又は戸で令第十二条第十九項第二号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次の(1)から(3)までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙又はガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。

(1) 当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）の全てが当該居室において火災が発生

してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第一号イ及びロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。

(2) (1)の規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙又はガスの高さを、令和三年国土交通省告示第四百七十五号第二号に掲げる式に基づき計算すること。

(3) (2)の規定によって計算した高さが、一・八メートルを下回らないことを確かめること。

ホ 居室及び当該居室から地上に通ずる廊下等（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令第二百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。

ヘ 令第一百十条の五に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にある第四条及び第五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。